

定 時 見 積 参 加 心 得

北海道教育庁渡島教育局

1 対象契約

渡島教育局管内の道立学校が使用する物品の購入で、1 件の予定価格が 1 6 0 万円未満の次の契約とします。

なお、この方法による契約では必要とする期日までに納品とならない場合及び 1 件の予定価格が少額の場合等は、この要領によらず物品購入事務を行うことがあります。

- (1) 共通物品
- (2) 文具・事務用品（消耗品）、図書室用品、パソコン周辺機器の購入
- (3) 事務機器（備品）
- (4) 什器・家具
- (5) 台所用品・清掃用品
- (6) 家電製品

((1)から(6)を以下「物品の購入」という。)

2 定時見積の執行

(1) 契約内容の提示

定時見積に付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙 3）及び見積目録内訳（別紙 3 の 2）を提示して行います。

ア 定時見積参加地域、地域区分及び納品先

(ア) 1 件の予定価格が 30 万円未満の契約

参加地域は、本店、支店、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）が所在する別表 1 に掲げる地域区分に限ります。

(イ) 1 件の予定価格が 30 万円以上の契約

参加地域は、本店等が所在する別表 2 に掲げる地域区分とします。

イ 提示の方法

次の(ア)から(ウ)に掲げる方法により提示します。

(ア) 北海道教育庁渡島教育局事務室の所定の場所（以下「事務室」という。）において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により送信します。

(ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

ウ 提示の日時

(ア) 物品の購入契約

① 別途指定するスケジュールの午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

② その他別途指定する日時

(イ) 定時見積に付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡します。

(2) 見積書等の提出方法

ア 提出方法

見積書等の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限までに提出してください。

(ア) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる場合（1件の予定価格が30万円未満の契約をいう。）であって、見積書に相当する書類を提出する場合

① 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

② 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒041-8557 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

③ ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ : 0138-47-9220（渡島教育局ファクシミリ）

メールアドレス：見積書提示の際に連絡します。

（件名には、「〇月〇日定時見積」という文字を含めること。）

④ 納品先に指定している道立学校に提出する。

(イ) 財務規則第165条の規定に基づき見積書の提出を要する場合

① 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

② 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒041-8557 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

イ 見積書等の提出

(ア) 提出する見積書及び見積書に相当する書類（以下「見積書等」という。）の右上余白に、必ず見積目録の見積記号・番号を記載してください。

(イ) 見積書等に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

なお、課税事業者にあつては見積書等に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書等に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載してください。

(ウ) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載してください。

(エ) 次のいずれかに該当する見積書等の提出は、無効とします。

① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書等の提出

② 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書等の提出

③ 記名押印のない見積書の提出（見積書に相当する書類の場合にあつては、記名のない見積書に相当する書類の提出）

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書等の提出期限終了後、直ちに見積書等の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積をした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表します。なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとします。

(ア) 事務室において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により、当該見積の参加者に対し送信します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書等を提出した者が2人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書等を提出した者が来庁してくじを引くものとしますが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引きます。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積を行います。

なお、別表1の地域区分で1回目の定時見積を行った場合は、2回目の定時見積は予定価格に関わらず別表2の地域区分により行います。この場合は、定時見積の契約内容の提示にあたっては、2回目であること及び予定価格に関わらず別表2の地域区分により行うことを明示します。

オ 提出された見積書等の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書等の提出がなかったときは、当該定時見積を取り止めます。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

(4) 発注

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し、発注書（別紙4）及び発注書内訳（別紙4の2）により発注を行います。この場合において、契約の相手方と受注内容を確認いたします。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがあります。

別表 1

地域区分	対象市町	納 品 先
渡島西部地区	松前町、福島町、 木古内町、知内町	松前高等学校、福島商業高等学校
渡島北部地区	森町、八雲町、長 万部町	森高等学校、八雲高等学校、長万部高等学校
渡島中部地区	北斗市、七飯町、 鹿部町	函館水産高等学校、大野農業高等学校、上磯高 等学校、七飯高等学校、七飯養護学校、七飯養護 学校おしま学園分校
函館市 1 地区	函館市	函館中部高等学校、函館西高等学校、南茅部高 等学校（普通高校）
函館市 2 地区	函館市	函館商業高等学校、函館工業高等学校 （専門高校）
函館市 3 地区	函館市	函館盲学校、函館聾学校、函館養護学校、北斗 高等支援学校、函館高等支援学校（特別支援学校）

別表 2

地域区分	対象市町	納 品 先
渡島管内全域	函館市、北斗市、 七飯町、鹿部町、 松前町、福島町、 木古内町、知内町、 森町、八雲町、長 万部町	函館中部高等学校、函館西高等学校、南茅部高等学校、函 館商業高等学校、函館工業高等学校、函館盲学校、函館聾 学校、函館養護学校、函館高等支援学校、函館水産高等学 校、大野農業高等学校、上磯高等学校、北斗高等支援学校、 七飯高等学校、七飯養護学校、七飯養護学校おしま学園分 校、松前高等学校、福島商業高等学校、森高等学校、八雲 高等学校、長万部高等学校